〇総務省令第五十四号

統計 法 平 成十 九 年法 律第五十三号)第三十四条第一項及び第三十六条第 項の規定に基づき、 統

計法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月十六日

総務大臣 松本 剛明

統計法施行規則の一部を改正する省令

統計 法 施行規則 (平成二十年総務省令第百四十五号) の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正 前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる

規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
る統計の作成等は、次の各号に掲げるものとする。第二十七条 法第三十四条第一項の調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有す(調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する委託による統計の作成等)	第二十七条 [同上] (調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する委託による統計の作成等)
こってジャレムの多名はないかのことは集合にしても、第二十人を寄に真らしに引に見なけ、「一・二・略」	こ ドジャレナ会ジ女生にた (今日三年) (1912年) 1912年 1912年
る特定公共分野に係る統計の作成等であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められ三 デジタル社会形成基本法(令和三年法律第三十五号)第三十八条第二項第十三号に規定す	る特定公共分野に係る統計の作成等であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められ三 デジタル社会形成基本法(令和三年法律第三十五号)第三十七条第二項第十三号に規定す
るもの	るもの
[イ〜ハ 略]	[イ〜ハ 同上]
[2 略]	[2 同上]
(匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等)	(匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等)
有する統計の作成等は、次の各号に掲げるものとする。第三十五条 法第三十六条第一項の匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を	第三十五条 [同上]
[一~三 略]	[一~三 同上]
作成等であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの四 デジタル社会形成基本法第三十八条第二項第十三号に規定する特定公共分野に係る統計の	作成等であって、次に掲げる要件の全てに該当すると認められるもの四 デジタル社会形成基本法第三十七条第二項第十三号に規定する特定公共分野に係る統計の
[イ〜ハ 略]	
[2 略]	[2 同上]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

施行する。

等の一部を改正する法律(令和五年法律第六十三号) この省令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の 日 から